

ユニット式危険物庫

少量危険物・指定可燃物の貯蔵及び取扱いの届出手続き

(屋内で危険物を貯蔵又は取扱う手続き等)

・指定数量の5分の1以上指定数量未満の量を貯蔵・取り扱う場合は少量危険物の届出が必要となります。

注意：指定数量以上の危険物の貯蔵又は取扱いは、消防法に基づく許可が必要です。

・手続きの時期	事前に届出が必要
手続き可能な方	貯蔵・取り扱う者
代理人による手続き	可（委任状必要）
手続き方法	直接窓口で申請する。 ※現在、新型コロナウイルス感染拡大対策の一環として、郵送による手続きを推奨しています。詳しくは、備考欄をご確認ください。
必要書類	次の書類は、正本1部、副本1部 合計2部提出してください。 01 少量危険物・指定可燃物貯蔵・取扱届出書（様式第22号） 02 少量危険物（屋内貯蔵）構造設備明細 03 SDS（安全データシート）貯蔵・取扱う危険物の性状等を示す書類 04 案内図 05 敷地配置図 06 施設平面図（施設の寸法、窓、出入口、ためます、照明、換気排出設備、架台、標識掲示板、電気機器、消火器等の位置を図示） 07 施設仕上表（壁、柱、床、天井の構造が確認できる書類） 08 ベンチレーター ・ベンチレーター仕様書 ・ファンモーター（電動機）の防爆検定書 ・ベンチレーター先端部（ヘッド）仕様書 ・排気ダクトの防火ダンパー 自主適合マーク使用許可書 ・防火ダンパー 仕様書 09 架台（棚）の構造図（構造、転落防止バー、固定状況が確認できる書類） 10 防火戸の構造図（告示仕様の場合）※認定の場合はカタログ可 11 電気機器（電気系統図、防爆検定番号等が確認できる書類） ・照明の防爆検定書 ・自動火災報知設備の感知器の仕様書及び防爆検定書 12 消火器本体の仕様書・消火器を格納する箱の仕様書 13 標識・掲示板の仕様書（カタログ可）※設置するものを囲んでください。 14 その他
お持ちいただくもの	上記の必要書類一式 印鑑（訂正がある場合、窓口に来られる方の印鑑が必要です。）

<p>手続きにかかる費用</p>	<p>無料です。</p>
<p>所要時間の目安</p>	<p>書類の審査には数日必要です。その後、必要に応じて現地確認を行います。</p>
<p>提出先 (窓口)</p>	<p>窓 口 川越地区消防局 予防課保安担当 所 在 埼玉県川越市神明町48番地4 庁舎2階 電話番号 049-222-0744 メール yobou@119kawagoechiku.jp 受付時間 8時30分～12時00分、13時00分～17時15分 (土曜、日曜、祝祭日、12月29日から1月3日を除く。)</p> <p>※窓口に来られるときは、事前にご連絡をお願いします。 担当が他の業務を行っている場合、長時間お待たせしてしまう場合があります。</p>
<p>備 考</p>	<p>ユニット式危険物庫の設置位置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物庫を倉庫や工場など既存の建築物内に設置し、かつ既存建築物に消火設備や警報設備等がする場合は、危険物庫内にも消火設備や警報設備を設置しなければならない場合があります。また、消火、警報設備を設置したときは、消防用設備等設置届を設置した日から4日以内に提出する必要があります。 ・危険物庫を倉庫や工場など既存の建築物に沿って、屋外に設置する場合、既存建築物の無窓階計算を再度行う必要がある場合があります。また、建築基準法により既存建築物が耐火又は準耐火建築物の指定を受けている場合は、「延焼のおそれある部分」の壁若しくは出入口及び窓等の開口部を変更しなければならない場合があります。